

IV. 新町ホームきぼうの事業計画

事業種別 障害者総合支援法に基づく指定共同生活援助事業

方針 利用者が地域において共同して自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、利用者の身体および精神の状況や環境に応じて支援を行います。また、日常生活上における入浴、排せつ又は食事の介護、相談、その他の援助を利用者のニーズに合わせて適切に行います。

家庭的で個々の思いに寄り添う支援を行います。

本人と家族との繋がりを大切にするため、週末には自宅に戻ることを推奨しつつ、高齢化に伴う課題（ニーズ）の変化に対応を模索します。

なお、空室が生じた場合、空室を利用して、一時的に共同生活住居に入居し、自立生活の体験利用を実施します。

I) 新町ホームきぼう

所在地 小牧市新町三丁目133番地

定員 6名

職員 10名

1. 支援・指導目標

＜豊かな生活から自立に向かう＞

一人ひとりの障がい状況に応じた日常生活支援に加えて、個々の希望にあった生活の中での自己選択など、意思決定の支援を行うことにより自主性を育てるとともに、簡単な生活上の行為は各自で行えるよう支援（援助）します。仲間との協調性や責任感を身につけ、精神的、経済的な自立に向かいます。

地域や家庭との結びつきを大切に、安心・安全な生活の提供を行う上で、市内の保健・医療・福祉サービスを取りまく関係者と密接に連携し、利用者に寄り添った支援を行います。

2. 事業内容

(1) 日常生活支援

- ・対人関係を考慮しながら、利用者が互いに仲間関係を大切にするよう支援・援助をします。
- ・日常生活面における相談や食事、入浴、排せつ等基本的生活の介護や支援、調理、買い物、身の整理整頓等への支援を行います。また、要望により預り金（お小遣い）等の管理や援助をします。
- ・日常生活上の簡単な行為（洗濯干し、たたみ、自室の掃除等）は、各自で行うよう支援・援助します。

(2) 余暇支援

- ・生活の中で楽しみとなるような娯楽や行事を入居者とともに企画し実施します。

(3) 健康管理支援

- ・健康状況などを把握し、疾病予防、健康管理に努めます。また、家族や日中活動の事業所、協力医療機関と連携を密にし、利用者の体調の変化に応じて迅速に対応します。

(4) 個別支援計画の作成

- ・利用者の状況やニーズに応じた適切なサービスを提供するため、アセスメントを実施し個別支援計画を作成します。定期的にモニタリングを行い生活を見直します。

(5) 災害時および緊急時への対応

- ・非常災害対策計画や消防計画に基づき、安心・安全な生活を送れるよう家族や地域、関係機関との連絡体制を整えます。また、年3回以上（内、夜間1回）の防災訓練を行います。
- ・利用者の呼出し等速やかに対応できるよう常時連絡できる体制を確保します。

(6) 嗜好調査

- ・食生活についての意見や要望を聞き取り、バランスのとれた食事等に配慮した支援を行います。

(7) 地域との交流

- ・地域や地域住民の理解促進のために地域自治会との交流、行事・活動等への参加をし、地域の一員としての役割が担えるよう支援します。

(8) 体験利用

- ・入居に向けた体験利用をすることで自立生活を支援します。

3. 行事計画

- ・誕生会やお出掛け
- ・季節を感じる行事（お花見、忘年会等）
- ・防災訓練（6月、9月、12月、3月、 内、夜間1回）
- ・町内会の行事・活動への参加（清掃活動、まつり等）

4. 職員研修

職員の資質向上、専門知識の修得などの研修を行います。

- ①外部研修への参加…福祉団体等が主催する研究大会・研修会および防災に関する研修会などへ参加をします。
- ②研修の参加報告…自己啓発と職員育成のため伝達研修を行います。
- ③内部研修…支援力の向上のため、事例から直接的な支援方法等の検討・研修を行います。又、他の事業所において実習を行います。

令和4年度の重点課題

生活の自由度

本人のニーズに沿った支援

◎苦情・相談の受け付け

小牧福祉会苦情解決・虐待防止規程により利用者の権利を保障するとともに福祉サービスの質の向上を図ります。

新町ホームきぼうでは、その行った処遇に関する利用者等またはその保護者・家族からの苦情・相談を受け付け迅速かつ適切に対応します。